

# 重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、扶桑町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の規定に基づき、ケアプランセンターみかづき（以下「事業所」という。）があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 事業所の概要

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 事業所名                  | ケアプランセンターみかづき                                  |
| 所在地                   | 丹羽郡扶桑町大字柏森字長畑665シルクワームズ2D                      |
| 管理者                   | 田中 仙尚  |
| 連絡先                   | TEL 0587-96-9595（24時間連絡体制）<br>FAX 0587-96-9594 |
| 事業所指定年月日<br>介護保険事業所番号 | 令和3年7月1日<br>2375300866                         |
| 営業日                   | 月曜日から金曜日<br>※祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日を除く）       |
| 営業時間                  | 9:00から17:00まで                                  |
| サービス提供地域              | 扶桑町 大口町 犬山市 江南市                                |

## 2. 当事業所の法人の概要

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 法人名 | 株式会社みかづきサポート                         |
| 所在地 | 丹羽郡扶桑町大字柏森字長畑665                     |
| 代表者 | 田中 仙尚                                |
| 連絡先 | TEL 0587-96-9595<br>FAX 0587-96-9594 |

## 3. 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

事業所が行う指定居宅介護支援の適正な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

- ①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

## 4. 職員の職種、人数及び職務内容

管理者兼介護支援専門員は常勤1名で、事業の管理を一元的に行うとともに、指定居宅介護支援の提供にあたります。

介護支援専門員は常勤2名以上で、指定居宅介護支援の提供にあたります。

5. 居宅介護支援の内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②サービスの実施状況の把握と評価
- ③利用者の状況把握
- ④相談援助
- ⑤関係機関との連絡調整
- ⑥給付管理
- ⑦介護保険施設への紹介
- ⑧要介護認定区分の代行申請

6. 居宅介護支援利用時の留意事項

(1) 自宅への訪問

サービスの実施状況の把握と評価および利用者の状況把握のために、介護支援専門員は、原則、月1回自宅に訪問いたします。

(2) 利用者の主体的なサービス事業所等の選定

居宅サービス計画の作成にあたって、利用者等は複数のサービス事業者を介護支援専門員に紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。

(3) 公正中立な居宅サービス計画の説明

事業所が不当に偏った居宅サービス事業者等を紹介していないことを説明するために、居宅介護支援の利用開始にあたっては、当事業所における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用の割合を説明します。

(4) 入院時における連絡

利用者が入院した場合には、速やかに介護支援専門員に連絡をお願いします。また、退院後の円滑な在宅生活移行のために、担当介護支援専門員の氏名と連絡先を入院先に伝えていただくようにお願いします。

(5) 居宅サービス計画等の変更

居宅サービスの変更や追加は、担当の介護支援専門員にご相談ください。

家庭の事情等で利用サービスを休む場合は、直接そのサービス事業所へ連絡いただくようにお願いします。

尚、中長期的にサービスの利用を休止する場合は、担当の介護支援専門員にご連絡下さい。

(6) ハラスメント行為への対応

介護支援専門員が利用者等から著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント等）を受けた場合、事実確認のもと契約を解除することがあります。

7. 居宅介護支援に係る料金

居宅介護支援に係る料金は介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

ただし、居宅介護サービス計画等の作成について、必要な手続きがされていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で給付が行われなかった場合などはこの限りではありません。

(1) 基本報酬

| 介護支援専門員<br>一人当たりの利用者数      | 要介護度区分              |                     |
|----------------------------|---------------------|---------------------|
|                            | 要介護1・2              | 要介護3・4・5            |
| 45人未満の場合                   | 居宅介護支援費Ⅰ<br>11,088円 | 居宅介護支援費Ⅰ<br>14,406円 |
| 45人以上場合<br>(45人以上60人未満の部分) | 居宅介護支援費Ⅱ<br>5,554円  | 居宅介護支援費Ⅱ<br>7,187円  |
| 60人以上の場合<br>(60人以上の部分)     | 居宅介護支援費Ⅲ<br>3,328円  | 居宅介護支援費Ⅲ<br>4,308円  |

(2) 加算

| 加算名             | 加算額       | 概要   |   |   |
|-----------------|-----------|--|---|---|
| 特定事業所加算 (Ⅱ)     | 3,297 円/月 | 重度者や支援困難ケースへの対応、専門性の高い人材の確保など、公正中立で質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する加算。                          |   |   |
| 初回加算            | 3,063 円/回 | 新規に居宅サービス計画を作成する場合。<br>要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。                               |   |   |
| 入院時情報<br>連携加算   | (Ⅰ)       | 2,552 円/月  | 病院又は診療所に対し、入院した日に介護支援専門員が必要な情報提供を行った場合。 |   |
|                 | (Ⅱ)       | 2,042 円/月  |   |   |
| 退院・<br>退所加算     | Ⅰ         | イ  | 4,655 円/回                               | 退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。<br>(入院又は入所期間中3回を限度)<br>Ⅰイ:面談1回 Ⅰロ:カンファレンス1回<br>Ⅱイ:面談2回 Ⅱロ:カンファレンス1回 面談1回<br>Ⅲ:カンファレンス1回 面談2回 |
|                 |           | ロ  | 6,126 円/回                               |   |
|                 | Ⅱ         | イ  | 6,126 円/回                               |   |
|                 |           | ロ  | 7,657 円/回                               |   |
|                 | Ⅲ         | -  | 9,189 円/回                               |   |
| 通院時情報連携加算       | 510 円/月   | 利用者が医療機関で医師、歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携し、当該情報を踏まえケアマネジメントを行った場合。                     |   |   |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,042 円/回 | 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。<br>(一月に2回を限度) |   |   |

(3) その他の費用

- ①通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき50円を徴収します。
- ②前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

8. 虐待の防止

高齢者の尊厳の保持や人格の尊重のために、虐待防止の責任者を事業所の責任者とし、事業所内で虐待防止の知識の共有を行います。

虐待および疑われる事案が発生した場合、市町の担当課もしくは、地域包括支援センターに通報を行います。

9. 苦情等の申立先

ケアプランセンターみかづき 苦情受付担当者 田中仙尚 0587-96-9595

保険者窓口

- (1) 扶桑町長寿介護課 0587-93-1111
- (2) 大口町長寿ふくし課 0587-94-0051
- (3) 犬山市高齢者支援課 0568-44-0326
- (4) 江南市高齢者生きがい課 0587-54-1111

愛知県

愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165

10. 事故発生時の対応

介護支援専門員は、利用者に居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、管理者、保険者等の関係先に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。